平成２１年（フ）第２２９２号
京都府向日市寺戸町小佃１番地の８　エバーグリーンビラ小佃202号
破産者　池田　光謙
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
京都府京丹後市大宮町奥大野781番地の４、前住所京都府舞鶴市南浜町２番地５―23号
破産者　吉村　宏美
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９２５２号
大阪市北区豊崎７丁目３番20号　第一幸福マンション301号室
破産者　レンゲこと　平野　幸子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７２号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―404号
破産者　畑田　伸弘
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８７号
大阪市東淀川区小松３丁目20番56―506号
破産者　吉川　悦子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３号
大阪府摂津市一津屋１丁目19番１号
破産者　田中　和子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９号
熊本県人吉市鶴田町861番地17
破産者　荒井龍太郎
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７７号
宮崎県延岡市稲葉崎町１丁目2623番地２
破産者　木村　吉秀
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３０６号
宮崎県延岡市北町１丁目３番地８
破産者　今井　智史
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第７２５号
千葉県柏市松ケ崎390番地の３
破産者　株式会社甲斐建築工芸
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第１１９７４号
東京都港区港南３丁目６番21―3409
破産者　株式会社エムイーアイインターナショナル
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０８号
東京都豊島区南大塚３丁目41―８
破産者　内山なか子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４０９号
東京都豊島区南大塚３丁目41―８
破産者　内山由美子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６０７号
千葉県市原市馬立2010―８、開始決定時の住所千葉県市原市西国吉1684―25
破産者　昼間真利子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７４８号
東京都江戸川区上篠崎２丁目15―３―101、開始決定時の住所東京都江戸川区篠崎町１丁目88
破産者　小池今朝一
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１６８号
東京都大田区西蒲田６丁目３―８―301、開始決定時の住所東京都品川区南大井５丁目13―15
破産者　鳥飼　油務
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８０１号
東京都葛飾区東水元５丁目４―８―102
破産者　伊藤　　靖
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００２５号
埼玉県狭山市笹井１丁目11―５―203
破産者　中村　孝之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４８７号
埼玉県川口市大字東本郷1816番地の９
破産者　株式会社共和
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部